

全ト協発第262号(企)(輸)
令和6年8月20日

都道府県トラック協会
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己



一般貨物自動車運送事業者による受付日時等の掲示の方法について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条第3項等に基づき国土交通大臣が公示している標準運送約款について、標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第210号）により3月22日に改正され、6月1日から施行されました。

また、それに先立ち、令和5年6月16日「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」で貨物自動車運送事業法の一部が改正され、令和6年1月19日「国土交通省令第二号」で貨物自動車運送事業法施行規則の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されました。

今回改正された法律、施行規則、約款により、今まで店頭掲示をしている必要事項をホームページで掲載することが必要になります。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下の会員事業者に対する周知方をお願い申し上げます。

敬 具

【添付資料】

1. 国土交通省事務連絡

一般貨物自動車運送事業者による受付日時等の掲示の方法に関する取扱いについて

【本件に関する問い合わせ先】

（公社）全日本トラック協会
輸送事業部 土屋、柴崎、布施、山本
TEL：03-3354-1038
E-MAIL：yusou@jta.or.jp